

資料 1

平成30年壱岐市議会定例会6月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

報告第 2 号関係

壱岐市税条例新旧対照表	1
-------------	---

報告第 3 号関係

壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表	2 4
-------------------	-----

議案第 3 9 号関係

壱岐市国民健康保険税条例新旧対照表	2 8
-------------------	-----

議案第 4 0 号関係

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	3 5
-------------------------------------	-----

議案第 4 1 号関係

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表	4 0
--	-----

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第19条まで (略) (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第3項</u>、第50条第2項、<u>第52条</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、<u>第139条第2項及び第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>第21条から第23条まで (略) (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定によつて課する所得割</u>(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条から第30条まで (略) (均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>当該右欄</u>に定める額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>第1条から第19条まで (略) (年当たりの割合の基礎となる日数)</p> <p>第20条 前条、第43条第2項、<u>第48条第5項</u>、第50条第2項、<u>第52条第1項及び第4項</u>、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項<u>並びに第140条第2項</u>の規定に定める延滞金の額の計算につきこれらの規定に定める年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。</p> <p>第21条から第23条まで (略) (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税(第2号に該当する者にあつては、<u>第53条の2の規定により課する所得割</u>(以下「分離課税に係る所得割」という。)を除く。)を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第25条から第30条まで (略) (均等割の税率)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ<u>同表の右欄</u>に定める額とする。</p> <p>(略)</p> <p>3及び4 (略)</p>	

2

第32条から第36条まで (略)

(市民税の申告)

第36条の2 (略)

2 前項の規定によって申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第2項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定によって第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合においては、3月15日までに、第1項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第1号の者のうち所得税法第22条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるも

第32条から第36条まで (略)

(市民税の申告)

第36条の2 (略)

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3 (略)

4 給与所得等以外の所得を有しなかった者（第1項又は前項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、3月15日までに、施行規則第5号の5様式、第5号の5の2様式又は第5号の6様式による申告書を市長に提出しなければならない。

5 第1項ただし書に規定する者（第3項の規定により第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、3月15日までに、同項の申告書を市長に提出することができる。

6 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第1号に掲げる者のうち所得税法第22条第1項若しくは第3項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付されるもの又は同条第4項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるも

のに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、第23条第1項第2号の者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合においては、新たに第23条第1項第3号又は第4号の者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3から第47条の2まで （略）

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）とする。

第47条の4 （略）

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給

のに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

7 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、第23条第1項第2号に掲げる者に、3月15日までに、賦課期日現在において、市内に有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

8 市長は、市民税の賦課徴収について必要があると認める場合には、新たに第23条第1項第3号又は第4号に掲げる者に該当することとなった者に、当該該当することとなった日から10日以内に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下市民税について同じ。）、当該該当することとなった日その他必要な事項を申告させることができる。

第36条の3から第47条の2まで （略）

（特別徴収義務者）

第47条の3 前条第1項の規定による特別徴収に係る年金所得に係る特別徴収税額の特別徴収義務者は、当該年度の初日において特別徴収対象年金所得者に対して特別徴収対象年金給付（法第321条の7の4第2項の特別徴収対象年金給付をいう。以下この節において同じ。）の支払をする者（次条第1項において「年金保険者」という。）とする。

第47条の4 （略）

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第47条の5 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における特別徴収対象年金給

4

付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合においては、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。以下この節において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 （略）

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

第47条の6 （略）

付の支払の際、前条第2項の支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の2分の1に相当する額をいう。次条第2項において同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収する。

2 （略）

3 第47条の3及び前条の規定は、第1項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第47条の3中「前条第1項」とあるのは「第47条の5第1項」と、「の特別徴収義務者」とあるのは「（同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。）の特別徴収義務者」と、前条第1項及び第2項中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割仮特別徴収税額」と、同項中「の属する年の10月1日から翌年の3月31日」とあるのは「からその日の属する年の9月30日」と読み替えるものとする。

第47条の6 （略）

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

- 2 法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第5項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間

(法人の市民税の申告納付)

第48条 (略)

- 2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 4 内国法人又は外国法人が、外国の法人税等を課された場合には、法第321条の8第26項及び令第48条の13に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。
- 5 法第321条の8第22項に規定する申告書（同条第21項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項、第4項又は第19項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント（申告書を提出した日（同条第23項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限）までの期間又はその期間

の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

4 (略)

5 第3項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

6 (略)

7 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関

6

の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。

6 (略)

7 第5項の場合において、法第321条の8第22項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があったとき(当該修正申告書に係る市民税について同条第1項、第2項、第4項又は第19項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものを含む。以下この項において「減額更正」という。)があった後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分に相当する税額に限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

(1)・(2) (略)

8 (略)

9 法人税法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の24第1項の規定の適用を受けているものが、同条第4項の規定の適用を受ける場合には、当該法人及び当該法人との間に連結完全支配関

係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第2項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第2項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第2項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第2項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第49条から第51条まで（略）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

係（同法第2条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）がある連結子法人（同法第2条第12号の7に規定する連結子法人をいう。第50条第3項及び第52条第4項において同じ。）（連結申告法人（同法第2条第16号に規定する連結申告法人をいう。第52条第4項において同じ。）に限る。）については、同法第81条の24第4項の規定の適用に係る当該申告書に係る連結法人税額（法第321条の8第4項に規定する連結法人税額をいう。以下この項及び第52条第4項において同じ。）の課税標準の算定期間（当該法人の連結事業年度に該当する期間に限る。第52条第4項において同じ。）に限り、当該連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該連結法人税額について法人税法第81条の24第1項の規定の適用がないものとみなして、第18条の2の規定を適用することができる。

第49条から第51条まで（略）

（法人の市民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第52条 法人税法第74条第1項又は第144条の6第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第75条の2第1項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し

て納付しなければならない。

2 法人税法第81条の2第1項の規定によって法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該

て納付しなければならない。

2 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 第50条第4項の規定は、第1項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第1項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第1項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

4 法人税法第81条の2第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第81条の2第4項の規定の適用を受けているもの及び当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）は、当該申

申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

申告書に係る連結法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの連結所得（同法第2条第18号の4に規定する連結所得をいう。）に対する連結法人税額に係る個別帰属法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年7.3パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

5 第48条第7項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第7項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人が法第321条の11第1項又は第3項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市民税又は令第48条の16の2第3項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から第52条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

6 第50条第4項の規定は、第4項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第4項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市民税又は令第48条の15の5第4項に規定する市民税にあつては、第1号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申

10

第53条から第53条の12まで (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2～6 (略)

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の11で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第55条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第3条まで (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第3項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140

告書の提出により納付すべき税額の納付があった日（その日が第52条第4項の連結法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後2月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第4項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第53条から第53条の12まで (略)

(固定資産税の納税義務者等)

第54条 (略)

2～6 (略)

7 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他施行規則第10条の2の12で定めるものを含む。）であって、家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより家屋の所有者が所有することとなったもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することができる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもって第1項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課する。

第55条から第151条まで (略)

附 則

第1条から第3条まで (略)

(延滞金の割合等の特例)

第3条の2 当分の間、第19条、第43条第2項、第48条第5項、第50条第2項、第53条の12第2項、第72条第2項、第98条第5項、第101条第2項、第139条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）及び第140

条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において準用する場合を含む。）

条第2項（第140条の7において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

（納期限の延長に係る延滞金の特例）

第4条 当分の間、日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により定められる商業手形の基準割引率が年5.5パーセントを超えて定められる日からその後年5.5パーセント以下に定められる日の前日までの期間（当該期間内に前条第2項の規定により第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の割合を前条第2項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項において「特例期間」という。）内（法人税法第75条の2第1項（同法第144条の8において

12

の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、同条及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

第4条の2から第10条まで (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

4 法附則第15条第2項第7号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

準用する場合を含む。)の規定により延長された法第321条の8第1項に規定する申告書の提出期限又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限が当該年5.5パーセント以下に定められる日以後に到来することとなる市民税に係る申告基準日が特例期間内に到来する場合における当該市民税に係る第52条の規定による延滞金にあつては、当該年5.5パーセントを超えて定められる日から当該延長された申告書の提出期限までの期間内)は、特例期間内にその申告基準日の到来する市民税に係る第52条第1項及び第4項に規定する延滞金の年7.3パーセントの割合は、これらの規定及び前条第2項の規定にかかわらず、当該年7.3パーセントの割合と当該申告基準日における当該商業手形の基準割引率のうち年5.5パーセントの割合を超える部分の割合を年0.25パーセントの割合で除して得た数を年0.73パーセントの割合に乗じて計算した割合とを合計した割合(当該合計した割合が年12.775パーセントの割合を超える場合には、年12.775パーセントの割合)とする。

2 (略)

第4条の2から第10条まで (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 (略)

3 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

5 (略)

6 法附則第15条第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 (略)

9 (略)

10 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

11 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

12 法附則第15条第32項第2号ハに規定する設備について

4 (略)

5 法附則第15条第29項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

6 法附則第15条第29項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

7 法附則第15条第29項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

8 法附則第15条第30項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

9 法附則第15条第30項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

10 (略)

11 (略)

12 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

13 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

14 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

15 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

16 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

17 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について

14

同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 (略)

14 (略)

15 (略)

16 法附則第15条の8第4項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第4項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第21項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に

同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

20 (略)

21 (略)

22 (略)

23 法附則第15条第47項に規定する条例で定める割合は、零とする。

24 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2 (略)

3 法附則第15条の8第1項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

4 法附則第15条の8第2項の貸家住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載し、かつ、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた旨を証する書類及び当該貸家住宅の建設に要する費用について令附則第12条第12項第1号ロに規定する補助を受けている旨を証する書類を添付した申告書を市長に

提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第5項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第24項において準用する同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第30項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

5 法附則第15条の8第3項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第15項において準用する同条第8項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) (略)

6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別

16

- (5) (略)
 - (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第31項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
 - (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等
 - (6) (略)
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長

- (5) (略)
 - (6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費
 - (7) (略)
- 8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(4) (略)
 - (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等
 - (6) (略)
- 9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。
- (1)～(6) (略)
- 10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長

に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第38項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第14項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第26項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等

(6) (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) (略)

12 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

第10条の4 (略)

(土地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第13条の場合にあつては、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成28年度又は平成29年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別

(4) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日

(6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

第10条の4 (略)

(土地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義)

第11条 次条から附則第14条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げる規定に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 前年度分の固定資産税の課税標準額 法附則第18条第6項 (附則第13条の場合には、法附則第19条第2項において準用する法附則第18条第6項)

(7) (略)

(平成31年度又は平成32年度における土地の価格の特例)

第11条の2 市の区域内の自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、かつ、市長が土地の修正前の価格(法附則第17条の2第1項に規定する修正前の価格をいう。)を当該年度分の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合における当該土地に対して課する固定資産税の

課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成28年度適用土地又は平成28年度類似適用土地であって、平成29年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす

課税標準は、第61条の規定にかかわらず、平成31年度分又は平成32年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正価格（法附則第17条の2第1項に規定する修正価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の2第2項に規定する平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地であって、平成32年度分の固定資産税について前項の規定の適用を受けないこととなるものに対して課する同年度分の固定資産税の課税標準は、第61条の規定にかかわらず、修正された価格（法附則第17条の2第2項に規定する修正された価格をいう。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

（宅地等に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第12条 宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。）に100分の5を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「宅地等調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とす

20

る。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあっては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産

る。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産

税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 (略)

(農地に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第13条 農地に係る平成27年度から平成29年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ

税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等据置固定資産税額」という。)とする。

- 5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額(当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「商業地等調整固定資産税額」という。)とする。

第12条の2 (略)

(農地に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の特例)

- 第13条 農地に係る平成30年度から平成32年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)に、当該農地の当該年度の次の表の左欄に掲げる負担水準の区分に応じ

2 2

、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
（略）

第13条の2から第14条の2まで （略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定のある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定のある宅地等を除く。）に対して課する平成27年度から平成29年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成30年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

、同表の右欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。
（略）

第13条の2から第14条の2まで （略）

（特別土地保有税の課税の特例）

第15条 附則第12条第1項から第5項までの規定のある宅地等（附則第11条第2号に掲げる宅地等をいうものとし、法第349条の3、第349条の3の2又は法附則第15条から第15条の3までの規定のある宅地等を除く。）に対して課する平成30年度から平成32年度までの各年度分の特別土地保有税については、第137条第1号及び第140条の5中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第12条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 法附則第11条の5第1項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第137条第2号中「不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「不動産取得税の課税標準となるべき価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における課税標準となるべき価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とし、「令第54条の38第1項に規定する価格」とあるのは「令第54条の38第1項に規定する価格（法附則第11条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における価格をいう。）に2分の1を乗じて得た額」とする。

3～5 (略)

以下 (略)

3～5 (略)

以下 (略)

24

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に要する費用（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金の納付に要する費用を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）並びに当該世帯主及び当該世帯に属する国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものにつき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、同法の規定による納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>(1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、壱岐市国民健康保険事業特別会計（壱岐市特別会計条例（平成16年壱岐市条例第47号）第1条第2号に掲げる国民健康保険事業特別会計をいう。）において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、長崎県の国民健康保険に関する特別会計（以下「長崎県国民健康保険特別会計」という。）において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p> <p>(2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県国民健康保険特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）</p>	

- 2 前項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が54万円を超える場合においては、基礎課税額は、54万円とする。
- 3 第1項の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条から第5条まで （略）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（長崎県国民健康保険特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

- 2 前項第1項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。
- 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。
- 4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。

第3条から第5条まで （略）

26

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法 昭和33年法律第192号）第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 27,000円

(2)・(3) (略)

第6条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 54万円 を超える場合には、54万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19万円 を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 27,000円

(2)・(3) (略)

第6条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 58万円 を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 19万円 を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して

得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき49万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第23条の2及び第24条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類を提示しなければならない。

以下 (略)

得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

第23条の2及び第24条 (略)

(特例対象被保険者等に係る申告)

第24条の2 (略)

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

以下 (略)

壱岐市国民健康保険税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後</p>	<p>第1条 (略) (課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1項の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が58万円を超える場合においては、基礎課税額は、58万円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が19万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、19万円とする。</p> <p>4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が16万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、16万円とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後</p>	

の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.6を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の24.7を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第5条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 27,000円

(2) 特定世帯 13,500円

の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.2を乗じて算定する。

2 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)

第4条 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の2及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の2及び第23条において同じ。）以外の世帯 22,300円

(2) 特定世帯 11,150円

30

(3) 特定継続世帯 20,250円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額)

第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の6.3を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について6,500円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,000円
- (2) 特定世帯 3,500円
- (3) 特定継続世帯 5,250円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)

第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に

(3) 特定継続世帯 16,725円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割)

第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.96を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について8,200円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8,000円
- (2) 特定世帯 4,000円
- (3) 特定継続世帯 6,000円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.36を乗じて算定する。

係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に100分の3.5を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について11,000円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について7,000円とする。

第10条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者
ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 18,900円

(2) 特定世帯 9,450円

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,700円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第9条の2 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について4,800円とする。

第10条から第22条まで (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者
ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,610円

(2) 特定世帯 7,805円

3 2

(3) 特定継続世帯 14, 175円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4, 550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4, 900円

(2) 特定世帯 2, 450円

(3) 特定継続世帯 3, 675円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7, 700円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 4, 900円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13, 500円

(2) 特定世帯 6, 750円

(3) 特定継続世帯 10, 125円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税

(3) 特定継続世帯 11, 707円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5, 740円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5, 600円

(2) 特定世帯 2, 800円

(3) 特定継続世帯 4, 200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6, 790円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3, 360円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき27万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11, 150円

(2) 特定世帯 5, 575円

(3) 特定継続世帯 8, 362円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税

額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する被保険者を除く。）1人について 3,250円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,500円

(2) 特定世帯 1,750円

(3) 特定継続世帯 2,625円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 5,500円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,400円

(2) 特定世帯 2,700円

(3) 特定継続世帯 4,050円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する被保険者を除く。）1人について 1,300円

額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する被保険者を除く。）1人について 4,100円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,000円

(2) 特定世帯 2,000円

(3) 特定継続世帯 3,000円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,850円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,400円

(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア (略)

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,460円

(2) 特定世帯 2,230円

(3) 特定継続世帯 3,345円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する被保険者を除く。）1人について 1,640円

34

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,400円
- (2) 特定世帯 700円
- (3) 特定継続世帯 1,050円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 2,200円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,400円

以下（略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,600円
- (2) 特定世帯 800円
- (3) 特定継続世帯 1,200円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 1,940円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 960円

以下（略）

壱岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第4条まで (略) (家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携</p>	<p>第1条から第4条まで (略) (家庭的保育事業者等の一般原則)</p> <p>第5条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、<u>次条第1項第2号</u>、第14条第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。</p> <p>6 (略) (保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。))を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第3条において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。)(以下「連携</p>	

36

施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) (略)

施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) (略)
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。以下この条において同じ。)を提供すること。
- (3) (略)

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。

- (1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。
- (2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

- (1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合
第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模

第7条から第15条まで (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

第17条から第44条まで (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第46条から第48条まで (略)

保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市長が認める者

第7条から第15条まで (略)

(食事の提供の特例)

第16条 (略)

2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。

(1)～(3) (略)

(4) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市長が適当と認めるもの(家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所(第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。附則第2条第2項において同じ。))において家庭的保育事業を行う場合に限る。)

第17条から第44条まで (略)

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

第46条から第48条まで (略)

附 則

第1条 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。)、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。)、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

附 則

第1条 (略)

(食事の提供の経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において現に存する法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者(次項において「施設等」という。)が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。)、第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。)、第28条第1号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。)(第32条及び第48条において準用する場合を含む。))、第29条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))、第31条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))、第33条第1号(調理設備に係る部分に限る。))及び第4号(調理設備に係る部分に限る。))、第34条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))、第43条第1号(調理室に係る部分に限る。))及び第5号(調理室に係る部分に限る。))、第44条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))並びに第47条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用しないことができる。

2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業(第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。)の認可を得た施設等については、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号(調理設備に係る部分に限る。))及び第23条第1項本文(調理員に係る部分に限る。))の規定は、適用し

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

以下 (略)

ないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法(第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。)により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。

(連携施設に関する経過措置)

第3条 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

以下 (略)

40

壱岐市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p>4及び5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条から第9条まで (略)</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者</u></p> <p>(5)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの</u></p> <p>4及び5 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	

平成 2 9 年度 3 月 3 1 日 専決補正予算概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 3月31日専決補正予算の概要	2～3
3. 基金の状況（見込み）	4



吉 岐 市

平成29年度吉崎市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	3/31専決補正予算額	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		26,257,670	166,290	26,423,960	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	5,261,279		5,261,279
		診療施設勘定	110,353		110,353
		計	5,371,632		5,371,632
	後期高齢者医療事業特別会計		326,701		326,701
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,499,755		3,499,755
		介護サービス事業勘定	30,540		30,540
		計	3,530,295		3,530,295
	下水道事業特別会計		448,908		448,908
	三島航路事業特別会計		131,131		131,131
	農業機械銀行特別会計		137,589		137,589
合 計		9,946,256		9,946,256	
一般会計、特別会計の合計		36,203,926	166,290	36,370,216	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	3/31専決補正予算額	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	967,764		967,764
	収益的支出	967,381		967,381
	資本的収入	138,952		138,952
	資本的支出	272,792		272,792

平成29年度3月31日専決補正予算の概要

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計
2総務費	1総務管理費	1一般管理費	本庁舎建設基金積立金	10,000	90,000	100,000
		6企画費	ふるさと応援基金積立金	260,031	730	260,761
5農林水産 業費	3水産業費	2水産業振興費	栽培漁業振興基金積立金	34,758	4,644	39,402
			沿岸漁業振興基金積立金	17,823	4,952	22,775
		4漁港漁場整備 費	水産物供給基盤機能保全事業	83,132	2,864	85,996
7土木費	6下水道費	1公共下水道費	下水道事業特別会計繰出金（公 共下水）	134,187	△ 1,800	132,387
9教育費	1教育総務費	2事務局費	学校施設整備基金積立金	10,000	90,000	100,000

(単位：千円)

補正額の財源内訳				一般財源	事業内容等	所属	予算書 ページ
特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他				
				90,000	本庁舎建設基金積立金の増額	総務課	20～21
			730 ふるさと応援寄附金	0	ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）の増加によるふるさと応援基金積立金の増額	政策企画課	20～21
			4,644 アワビ種苗売払収入	0	アワビ等出荷数の増加に伴う基金積立額の増額	水産課	22～23
	4,952 市町村権限委譲等交付金			0	権限委譲交付金の増加に伴う基金積立額の増額	水産課	22～23
		3,200 過疎債		△ 336	水産物供給基盤機能保全事業の事業実績による増額及び財源調整（過疎対策事業債）	水産課	22～23
				△ 1,800	公共下水道事業の財源調整（下水道事業債増額）による減額	上下水道課	24～25
				90,000	学校施設整備基金積立金の増額	教育総務課	26～27

基金の状況（見込み）

○積立基金

（単位：千円）

区 分	平成27年度末 現在高	平成28年度		平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込	
		積立金	取崩額		積立金	取崩額		
財政調整基金	2,001,609	804	0	2,002,413	676	610,000	1,393,089	
減債基金	3,008,067	154,879	0	3,162,946	4,192	400,000	2,767,138	
一般会計分 特定目的基金	地域振興基金	588,046	3,905	83,200	508,751	189	145,864	363,076
	地域福祉基金	846,859	0	85,789	761,070	0	20,800	740,270
	老人ホーム事業施設整備基金	188,073	49	0	188,122	43	1,600	186,565
	中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
	栽培漁業振興基金	107,508	38,823	30,000	116,331	39,402	30,000	125,733
	沿岸漁業振興基金	63,292	17,839	30,000	51,131	22,775	22,768	51,138
	教育振興基金	6,697	1,502	300	7,899	2	300	7,601
	松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
	原の辻遺跡保存整備基金	10,735	3	0	10,738	3	0	10,741
	ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
	合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	84,500	2,281,100
	ふるさと応援基金	120,704	141,890	84,060	178,534	260,761	114,000	325,295
	過疎地域自立促進特別事業基金	325,563	264,819	180,835	409,547	264,798	207,300	467,045
	本庁舎建設基金積立金	0	0	0	0	100,000	0	100,000
	学校施設整備基金積立金	0	0	0	0	100,000	0	100,000
	小 計	5,671,657	468,830	494,184	5,646,303	787,973	627,132	5,807,144
計	10,681,333	624,513	494,184	10,811,662	792,841	1,637,132	9,967,371	
特別会計分	国民健康保険財政調整基金	205,536	50,054	0	255,590	46	0	255,636
	直営診療所財政調整基金	23,393	5	8,505	14,893	3	14,896	0
	介護給付費準備基金	128,769	34	0	128,803	28	67,000	61,831
	簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
	特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
	特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
	農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,697	6,537	6,548	17,686	2,935	12,506	8,115
計	375,395	56,635	60,317	416,972	3,012	94,402	325,582	
合 計	11,056,728	681,148	554,501	11,228,634	795,853	1,731,534	10,292,953	

○定額運用基金

区 分	平成27年度末 現在高	平成28年度		平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	0	14,474
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	0	80,040	0	0	80,040

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,136,768	681,148	554,501	11,308,674	795,853	1,731,534	10,372,993
-----------------	------------	---------	---------	------------	---------	-----------	------------

平成30年度6月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 6月補正予算主要事業一覧	2～9
3. 基金の状況（見込み）	10



壱岐市

平成30年度吉崎市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		27,270,000	216,800	27,486,800	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	4,248,047	4,158	4,252,205
		診療施設勘定	97,881	2,862	100,743
		計	4,345,928	7,020	4,352,948
	後期高齢者医療事業特別会計		335,016		335,016
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,511,577	1,780	3,513,357
		介護サービス事業勘定	32,413		32,413
		計	3,543,990	1,780	3,545,770
	下水道事業特別会計		377,734		377,734
	三島航路事業特別会計		125,248		125,248
	農業機械銀行特別会計		113,488		113,488
合 計		8,841,404	8,800	8,850,204	
一般会計、特別会計の合計		36,111,404	225,600	36,337,004	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	現計予算額	6月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	937,021		937,021
	収益的支出	923,073		923,073
	資本的収入	118,059		118,059
	資本的支出	280,651		280,651

平成30年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
2 総務費	1 総務管理費	6 企画費	日仏交流160周年事業	0	2,160	2,160				2,160
			コミュニティ助成事業（一般コミュニティ・助成事業）	0	1,700	1,700				1,700
3 民生費	2 児童福祉費	4 保育所費	石田町幼保連携型認定こども園駐車場用地購入	0	4,251	4,251				
5 農林水産事業費	1 農業費	3 農業振興費	新構造改善加速化支援事業	29,750	2,020	31,770		2,210		
			経営体育成支援事業	0	3,000	3,000	3,000			

【香岐市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0	新規	日仏交流160周年事業として、フランス人アーティストが島に1ヶ月滞在し、作品を製作する。作品は、協力自治体へ寄贈し、作品を展示する。製作過程のドキュメンタリーを撮影し、フランスでのテレビ放送、大使館及び海外での展示会を実施する。 自治体負担 2,160千円	4	4	-	芸術家を一定期間招聘する事業が、日仏交流160周年事業の一環として展開されており、本市での受入について在日フランス大使館から打診があり実施するもの。 作品制作過程や展示会等により、島民へ優れた芸術に触れる機会を広く提供することができるとともに、大使館事業として、展示会やTV放送、インターネットでの信頼性の高い情報発信が可能となり、インバウンド効果が期待される。	地域 振興 推進 課	14～ 15
0	新規	片原中部公民館 (テント、屋外用テーブル、椅子ほかコミュニティ活動備品の整備)	4	4	コミュニ ティ助成 事業実施 要綱	財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献広報事業。コミュニティに必要な備品や集会施設の整備、安全な地域づくりと共生のまちづくり、地域文化への支援や地域の国際化の推進及び活力ある地域づくり等に対して助成を行うことで、地域コミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的とする。	政策 企画 課	14～ 15
4,251	新規	駐車場用地の購入 483㎡	2	5	-	平成31年4月開設予定の石田町幼保連携型認定こども園の駐車場を確保するため。	こども 家庭 課	16～ 17
△ 190		農業者の営農活動に必要な施設導入を支援する。 ①H30アスパラ生産組合 アスパラガスハウス建設 ・当初70.00a 事業費59,500千円×1/2 ・変更32.55a 事業費29,700千円×3/5 ②(株)春一番iki アスパラガスハウス建設 ・新規30.6a 事業費27,900千円×1/2	1	1	新構造改 善加速化 支援事業 実施要綱	農林業の一層の発展に向けて「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の振興方針に基づき、「収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策強化」、「経営感覚に優れた次代の担い手確保・育成」、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」を推進する。	農林 課	16～ 17
0	新規	事業主体：(株)ベベんこ 事業内容：トラクター、 ロールベラー、バール カッター 補助金額：12,780千円× 3/10(上限3,000千円)	1	1	経営体 育成支 援事業 実施要 綱	新規就農や経営発展を目指す農業者など多様な経営体の育成・確保を図る上で必要となる農業用機械や施設の導入、土地基盤の整備を支援する。	農林 課	16～ 17

平成30年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他
5 農林水産事業費	1 農業費	3 農業振興費	儲かるながさき水田経営育成支援事業	2,380	783	3,163		652		
			集落営農法人経営安定支援事業	1,800	600	2,400		600		
		5 農地費	荒廃農地等利活用促進交付金事業	0	1,777	1,777		1,543		
	3 水産業費	2 水産業振興費	水産業強化支援事業（浜の活力再生交付金）	0	24,800	24,800		17,600	6,800	
7 土木費	2 道路橋りょう費	3 道路橋りょう新設改良費	道路改良費（単独）	70,717	3,000	73,717				

【香岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
131		農業協同組合、生産組織、 集落営農組織等を対象に、 米・麦・大豆の生産性向上 やJAが行う推進活動など の取組に対し補助する。 ●水田フル活用推進事業 (農)箱西(スタブルカル チ、Pチゼルカットナイ フ、麦踏ローラー、施肥 機) 1,305,200円×3/5=783千 円	1	1	儲かるな がさき水 田経営育 成支援事 業実施要 領	TPP交渉の大筋合意や需給状況等 を踏まえ、水田の効率的利用による 低コスト化やステップアップを図る 集落営農組織を育成し、水田汎用化 による転作作物・高収益品目の導入 拡大を推進するとともに、高温耐性 優良品種の転換による「売れる米づ くり」、地場産麦の供給拡大や「県 産米」普及拡大等水田農業の構造改 革による産地競争力を強化し、水田 農業の所得向上を図る。	農林 課	16～ 17
0		集落営農組織の法人化後、 初年度から2年目に係る、 運営資金に対する助成 2組織×600千円×1/2 (大浦生産組合、こくぶ生 産組合)	1	1	ながさき 集落営農 育成総合 支援事業 実施要綱	県は「新ながさき農林業・農山村活 性化計画」において、水田農業を担 う集落営農法人及び集落営農組織の 育成や、中山間地域等担い手不在地 域における農作業受託組織等の設立 を推進することとしている。新活性 化計画の実現のため、集落営農の法 人化や集落営農法人の経営安定、集 落営農の組織間連携・担い手不在地 域の営農サポート等を行う支援拠点 の整備等により集落営農の育成を図 る。	農林 課	18～ 19
234	新規	(農)江角農業クラブ 区画整理 2,500㎡ 事業費 1,871千円 (国55.0%、県27.5%、市 12.5%以上)	1	1	荒廃農地 等利活用 促進交付 金事業実 施要綱	耕作放棄地化した農地を地域が日指 す営農体系の定着に必要な農地 や農業水利施設等の簡易な整備を行 い、担い手への農地利用促進を図 る。	農林 課	18～ 19
400	新規	箱崎漁業協同組合 製氷施設整備 製氷能力5.5 t /日×2基 (内部防音) 事業費32,000千円 (国55.0%、市22.5%)	1	2	水産関係 地方公共 団体交付 金等交付 要綱	「水産業強化支援事業(浜の活力再 生交付金)」を活用して箱崎漁業協 同組合の製氷施設の整備を行い、コ スト(電気代)の低減を図り、氷代 の値下げなどで漁業者の経費削減に つなげる。併せて、魚価を向上させ るための取り組みを行う。	水産 課	18～ 19
3,000		市道徳命小坂線舗装 L=112m	5	1	—	地域住民の日常生活道路を整備する ことにより、交通安全の確保及び日 常生活の利便性を確保する。	建設 課	18～ 19

平成30年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
7 土木費	3 河川費	2 急傾斜 地崩壊 対策費	急傾斜地崩壊対策事 業費	31,972	3,200	35,172			3,200	
									自然災 害防止 事業債	
	7 住宅費	1 住宅管 理費	住宅管理費	46,882	20,300	67,182				
8 消防費	1 消防費	1 常備消 防費	コミュニテイ助成事 業（備品購入費）	0	400	400				400
									コミュ ニテイ 助成金	
		2 非常備 消防費	企業・大学等の女性 や若者をはじめとし た消防団加入促進支 援事業	0	4,034	4,034	4,033			企業・ 大学等 の女性 や若者 をはじ めとし た消防 団加入 促進支 援事業 委託金
	3 消防施 設費	消防施設費（設計監 理／工事）	23,806	7,722	31,528	2,693		4,700	消防防 災施設 等整備 費補助 金	過疎債

【吉崎市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		久喜地区急傾斜地崩壊防止 対策事業 A=2500㎡ 設計業 務委託	3	3	—	地域住民の人命・財産を守り、地域 住民の安全な暮らしを保護するた め、急傾斜地の崩壊対策工事を実施 する。	建設 課	18～ 19
20,300		新中尾団地浄化槽改築工事 合併浄化槽 (56人槽)	3	1	—	市営住宅の適正な維持管理を図り、 快適な住環境の整備を図る。	建設 課	20～ 21
0	新規	八幡保育所の幼年消防用資 機材を整備する。 ●八幡保育所 鼓笛隊セッ ト	3	3	コミュニ ティ助成 事業実施 要綱	財団法人自治総合センターが行う全 国自治宝くじの社会貢献広報事業費 として、地域を災害から守るため、 地域の防災活動に直接必要な設備等 の整備を図る。	消防 本部	20～ 21
1	新規	消防団への加入促進のため の取り組みを実施する。 吉崎市ポンプ操法大会の イベント化、吉崎市消防団 フェスタの開催、吉岐交通 バスを活用したラッピング バスによる消防団PR、消 防団募集チラシの作成、消 防団PRCMの作成 事業費4,034千円 (国100%)	3	3	企業・大 学等の女 性や若者 をはじめ とした消 防団加入 促進支援 事業委託 金	企業や地域の様々な主体と連携の 下、特に女性や若者を対象とする消 防団員への加入促進を図る。	消防 本部	20～ 21
329		防火水槽新設工事 (1基) 勝本町西戸触	3	3	消防力の 整備指針 消防水利 の整備指 針	消防水利未整備地域へ耐震性貯水槽 を設置することにより、消防力の強 化を図る。 防火水槽への給水設備の整備により 消防力の強化を図る。	消防 本部	20～ 21

平成30年度6月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定		財 源		
							国費	県費	地方債	その他	
8	消防費	5 災害対策費	コミュニティ助成事業（地域防災組織育成助成事業）	0	4,000	4,000				4,000	コミュニティ助成金
9	2 小学校費	2 教育振興費	県研究指定校委託事業	0	1,410	1,410		1,405			県研究指定校研究事業委託金
	5 社会教育費	6 文化財保護費	埋蔵文化財発掘調査事業	1,555	732	2,287		407			遺跡発掘調査委託金
10	1 農林水産施設災害復旧費	1 農地及び農業用施設災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業費（現年災）	0	63,007	63,007		32,700		4,600	農地及び農業用施設災害復旧費補助金 農地等災害復旧費受益者分担金
	2 公共土木施設災害復旧費	1 公共土木施設災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業（過年災）	606,332	52,000	658,332			52,000		公共土木施設等災害復旧事業債（単独）

【**沓岐市総合計画における基本指針**】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0	新規	自主防災組織の資機材を整備する。 本事業に対し申請を行った自主防災組織の内、2団体が本年3月に助成の決定を受けたため資機材の整備費を補正計上する。 2,000千円×2組織 表谷触自主防災組織 諸吉内坂公民館自主防災組織	3	3	コミュニ ティ助成 事業実施 要綱	財団法人自治総合センターが行う全 国自治宝くじの社会貢献広報事業費 として、地域を災害から守るため、 地域の防災活動に直接必要な設備等 の整備を図る。	危機 管理 課	20～ 21
5	新規	平成30年度長崎県教育委員会研究指定校委託事業（県100%） ①鯨伏小学校 研究テーマ「算数科教育」 ②石田小学校 研究テーマ「防災教育」	4	1	—	①学習指導要領の趣旨に沿った教育 の内容や方法等に関して、積極的に 校内研究を行おうとする学校を支援 し、その研究成果等を県内に広く公 表することにより、本県教育の一層 の充実・発展に資する。 ②学校安全の組織的取組、外部専門 家の活用、学校間の連携を促進し、 地域全体での学校安全推進体制を構 築するとともに、県内等へその仕組 みを普及することを支援し、市内全 域での学校安全の取組の推進を目指 す。	教育 総務 課	22～ 23
325		県が行う埋蔵文化財包蔵地 における工事に伴う勝本町 小場遺跡の発掘調査を行 う。 ・当初1,555千円 ・変更2,287千円	4	5	文化財 保護法	立石地区における農道改修工事に伴 う埋蔵文化財発掘調査を昨年度より 県の委託を受けて行っている。調査 予定範囲の2/3を平成29年度、1/3 を平成30年度に調査する予定で あったが、昨年度調査において沓岐 最古の弥生時代の竪穴住居跡が発見 されるなど、重要な発見があったこ とから本年度の調査範囲を拡張し、 遺跡の更なる実態解明につなげる。	文化 財課	22～ 23
25,707	新規	平成30年4月24日の豪雨に より災害が発生したため、 災害復旧工事を実施する。 ●測量・設計業務委託料 （20箇所） ●災害復旧工事費（農地15 箇所、施設5箇所）	3	3	農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	異常気象により被災した農地・農業 用施設の災害復旧工事を実施し、機 能の回復を図ることにより農業生産 の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	24～ 25
0		H29年の集中豪雨により被 災した災害復旧工事を実施 する。 ●測量・設計業務委託料 （1箇所）新城西地区青線 ●単独災害復旧工事費増	3	3	公共土木 施設災害 復旧事業 費国庫負 担法	異常気象により被災した公共土木施 設の災害復旧工事を行う。	建設 課	24～ 25

基金の状況（見込み）

○積立基金

(単位：千円)

(単位：千円)

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,002,413	676	610,000	1,393,089	666	500,000	893,755
減債基金	3,162,946	4,192	400,000	2,767,138	3,456	1,100,000	1,670,594
地域振興基金	508,751	189	145,864	363,076	168	173,200	190,044
地域福祉基金	761,070	0	20,800	740,270	0	47,900	692,370
老人ホーム事業施設整備基金	188,122	43	1,600	186,565	34	2,800	183,799
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	116,331	39,402	30,000	125,733	34,765	30,000	130,498
沿岸漁業振興基金	51,131	22,775	22,768	51,138	22,774	30,000	43,912
教育振興基金	7,899	2	300	7,601	2	300	7,303
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,738	3	0	10,741	3	0	10,744
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	84,500	2,281,100	0	533,300	1,747,800
ふるさと応援基金	178,534	260,761	114,000	325,295	200,045	200,189	325,151
過疎地域自立促進特別事業基金	409,547	264,798	207,300	467,045	264,764	176,450	555,359
本庁舎建設基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
学校施設整備基金積立金	0	100,000	0	100,000	50,000	0	150,000
小 計	5,646,303	787,973	627,132	5,807,144	622,555	1,194,139	5,235,560
計	10,811,662	792,841	1,637,132	9,967,371	626,677	2,794,139	7,799,909
国民健康保険財政調整基金	255,590	46	0	255,636	53	1	255,688
直営診療所財政調整基金	14,893	3	14,896	0	3	1	2
介護給付費準備基金	128,803	28	67,000	61,831	15	28,000	33,846
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,686	2,935	12,506	8,115	1	1,933	6,183
計	416,972	3,012	94,402	325,582	72	29,935	295,719
合 計	11,228,634	795,853	1,731,534	10,292,953	626,749	2,824,074	8,095,628

○定額運用基金

区 分	平成28年度末 現在高	平成29年度（見込み）		平成29年度末 現在高見込	平成30年度（見込み）		平成30年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	14,474	0
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	0	80,040	0	14,474	65,566

合計（積立基金＋定額運用基金）	11,308,674	795,853	1,731,534	10,372,993	626,749	2,838,548	8,161,194
-----------------	------------	---------	-----------	------------	---------	-----------	-----------

資料 4

平成30年老岐市議会定例会6月会議

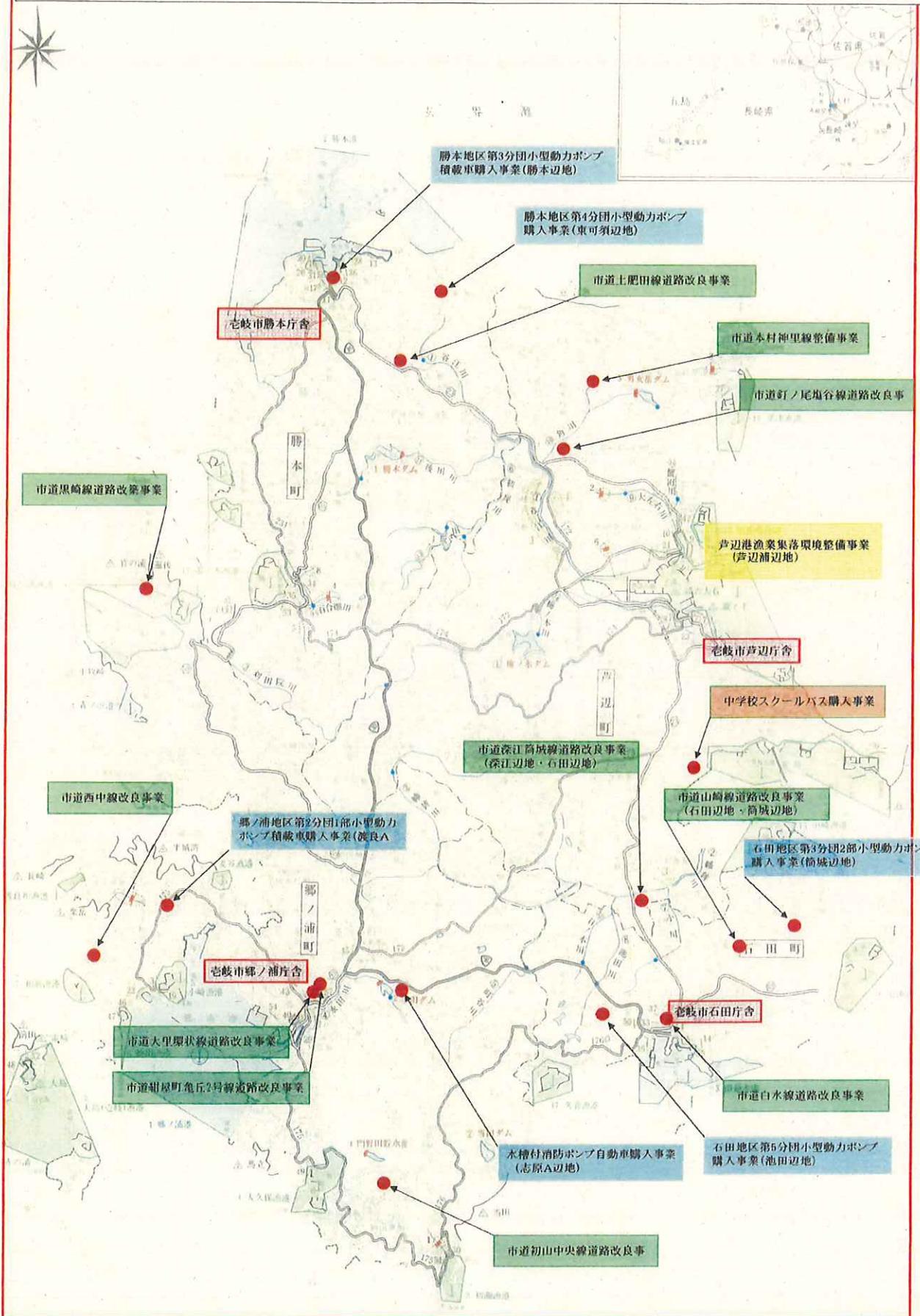
議案第42号関係資料

辺地対策事業位置図等

辺地対策事業関係資料

No.	事業名	ページ数
1	辺地対策事業位置図	1
2	市道紺屋町亀丘2号線道路改良事業	2
3	市道深江筒城線道路改良事業	4
9	水槽付消防ポンプ自動車整備事業	6
6	勝本地区第4分団小型動力ポンプ購入事業	7
7	石田地区第5分団小型動力ポンプ購入事業	
8	石田地区第3分団2部小型動力ポンプ購入事業	
4	郷ノ浦地区第2分団1部小型動力ポンプ積載車購入事業	12
5	勝本地区第3分団小型動力ポンプ積載車購入事業	
10	中学校スクールバス購入事業	13
11		
12		
13		

平成30年度辺地対策事業位置図



平成30年度 市道紺屋町亀丘2号線道路改良事業（交通安全整備事業）

工事起点

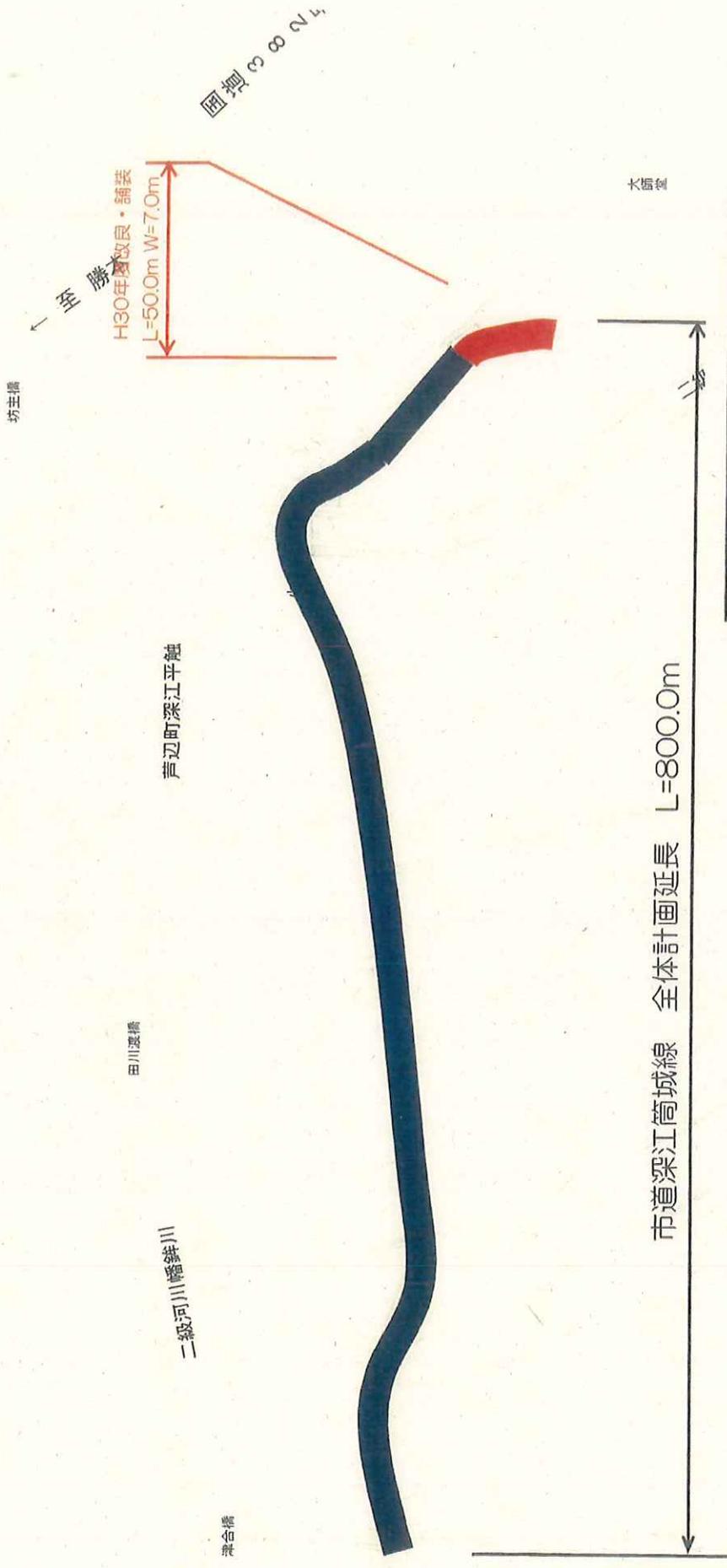


工事終点



市道深江筒城線道路改築事業

大塚隆幸・中田繁

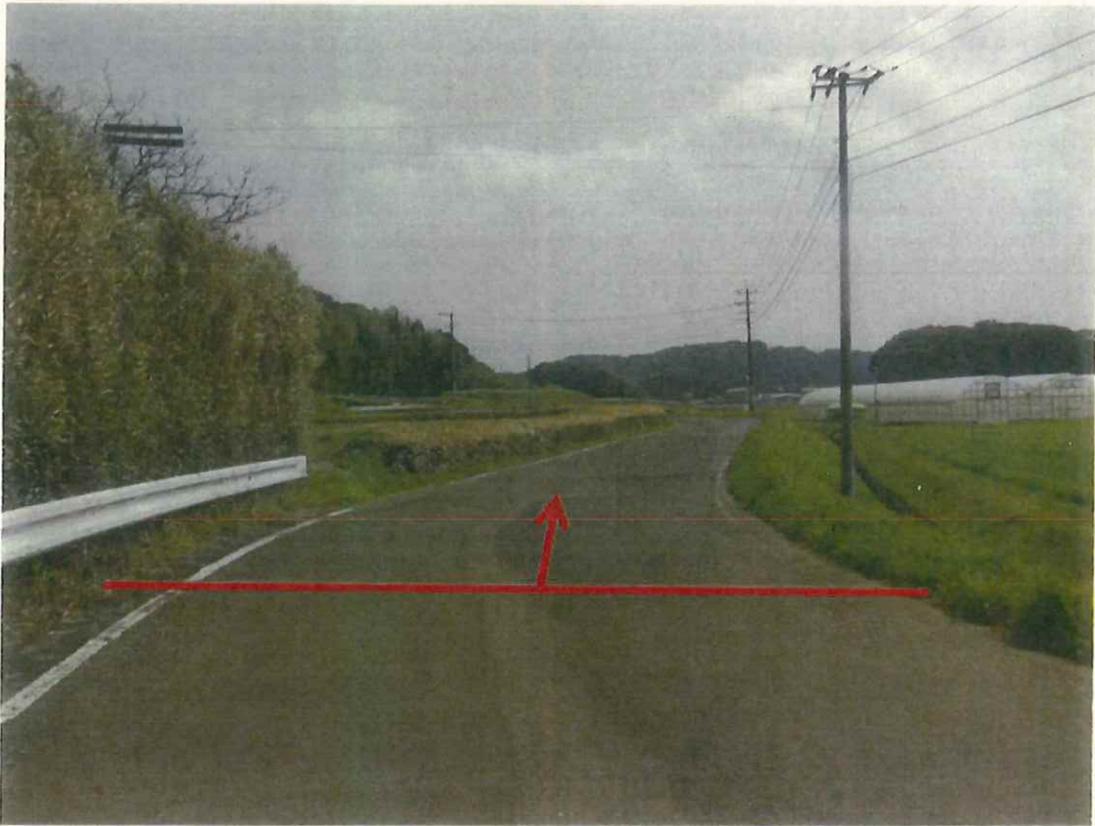


凡	例
平成29年度まで	
平成30年度施工区間	
平成31年度以降	

国土交通省
国土院
国土院建設部

平成30年度 市道深江筒城線道路改良事業

工事起点



工事終点





金具装着例

アルミ金具を使用することで、より一層の軽量化が図れます。



エキスパシ金具 φ75 取付け例



リング締め金具 φ75 取付け例

	φ65	φ75	φ90	φ100
NEW LF-18 NEW	●アルミリング締め ●アルミエキスパシ金具			
WS200 NEW	●アルミリング締め ●アルミエキスパシ金具			
LF-28				
LF-33			●アルミエキスパシ金具	
WS225	●アルミリング締め			
WS225	●アルミリング締め			
WS		●エキスパシ金具 (メッキ)		●エキスパシ金具 (メッキ)

●φ75アルミリング締め金具・φ75アルミエキスパシ金具は新吸管「NEW LF-18」「WS200」に装着可能です。※取付時の取組方法は当社にご確認ください。
●φ65用も従来通りアルミリング締め金具をご利用ください。

消防吸管用付属品



特殊ゴム製キャップ
ダブルエキスパシ



ホストレーナー



吸管バンド



ホリカコ



鉄管パイプロープ



取口スライムレバー
取付ボルトは標準の
ボルト（M10）で取付

最新採用！ ニュー・スーパーブリッジ

20%重量削減にビックともしない実力



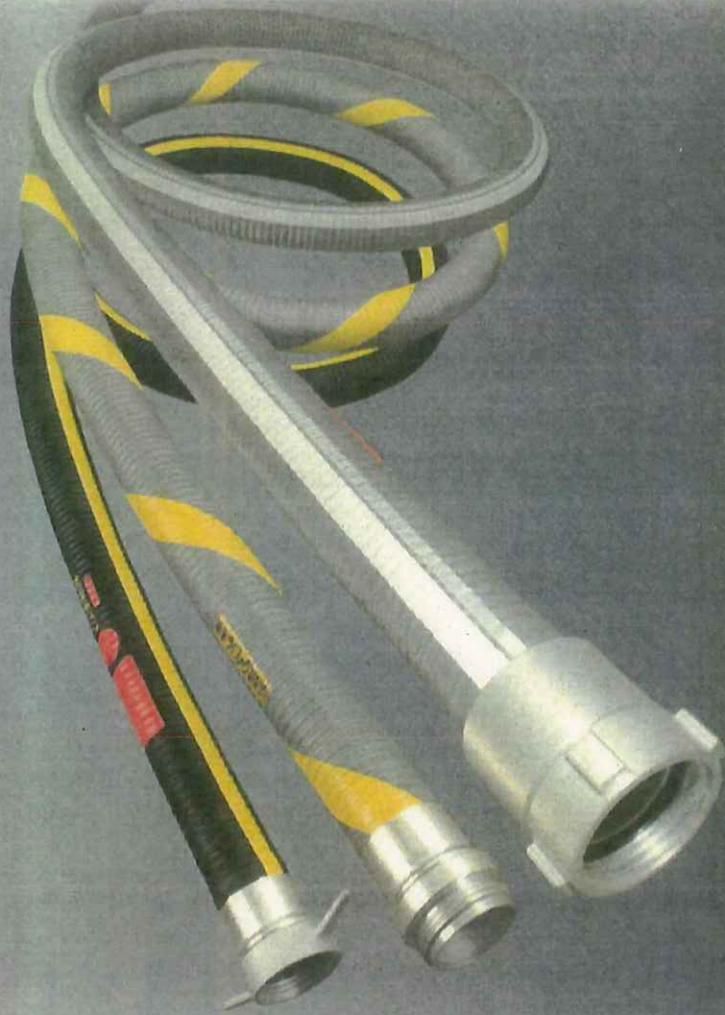
スーパーL型
φ460mm×
長さ670mm×
全高75mm
重量7.0kg(1枚)

スーパーS型
φ310mm×
長さ670mm×
全高75mm
重量4.5kg(1枚)

スーパー100型
φ500mm×
長さ1000mm×
全高95mm
重量11kg(1枚)

オーサカゴム 消防吸管

より軽く・より柔らかく…
さらに耐久性を備えて登場！



オーサカゴムの消防吸管は進化し続けます



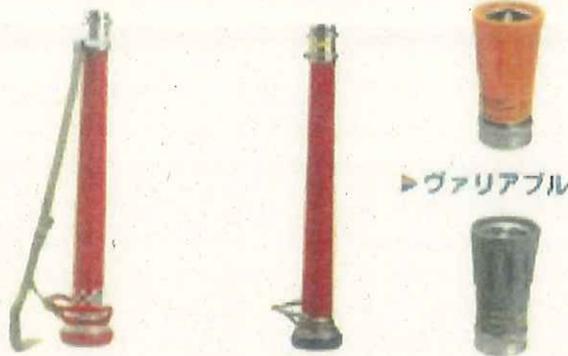
代理店

オーサカゴム株式会社

本社 〒644-0042 大阪府生野区身延1-1-55 TEL:06(4772)6382 FAX:06(4772)1387
 本支店 〒104-0022 東京都中央区日本橋1-1-1 TEL:03(5540)6331 FAX:03(5540)5223
 本支店 〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 TEL:03(2311)8101 FAX:03(2311)1442
 本支店 〒519-0725 兵庫県芦屋市芦屋2-2-35 TEL:078(47)3301 FAX:078(47)1365

管銃・噴霧ノズル

▶ スーパーストリーム管銃 ▶ 差込管銃 ▶ プロコンベ21



▶ ヴァリアブル

管銃

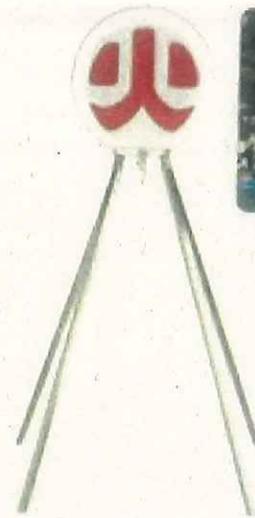
品名	呼称	材質	長さ(%)
スーパーストリーム管銃	65	アルミ合金	643
差込管銃	65	アルミ合金	630

噴霧ノズル

品名	呼称	材質	口径(%)
プロコンベ21	65	アルミ合金	21
ヴァリアブル	65	アルミ合金	23-20

火点標的

▶ 操法用標的



材質	寸法(%)	質量(kg)
ステンレス	径600・高2,000	20

角型水槽 KA-2500



特長

- フレームは差込式のため容易に組立・分解が可能です。
- PVCターポリンを使用し、耐久性に優れております。
- 補修が容易にできます。



フレームカバー(別売)

型式	材質	色	容積(ℓ)	高さ(%)	巾(%)	奥行(%)
KA-2500	PVCターポリン	オレンジ	2,500	800	1,824	1,824

ゼッケン・シューズ

▶ ゼッケン(5枚組)



● 4枚組もあります。

▶ 操法用シューズ バルトンX



- 着脱歩行に最も近い足袋型シューズです。
- 履地時間が短く、次のステップへ早い移動が可能です。

消防団 ポンプ操法機材 CATALOGUE VI

操法最適ジェットホース コンベシリーズ

▶ コンベV(第1線~2線最適ホース)



- 1 新型ジャケットにより耐摩耗性能を維持しつつも軽量化かつ柔軟なホースです。
- 2 表面加工の最適化により、伸張時のホース同士の間隙を防止します。

特徴

スパンライクフィラメントを使用し、ジャケットの段階でより平滑になるように編まれたジャケットです。(当社)
リブレット加工によりタテ方向の連続な溝が水流の乱れを少なくし、過水抵抗を低下させ高遠過水を実現します。

▶ コンベV3(第3線最適ホース)

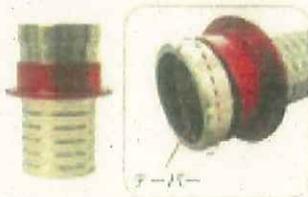


- 1 新型ジャケットによりキックと揺れを低減します。
- 2 表面加工の最適化により、巻戻しの少ない運びやすいホースです。

品名	呼称	使用圧(Mpa)	質量(g/m)	織組織	標準長(m)	巻径(cm)
コンベV	65	1.3	275±10	綾織	20.20±0.1	31.5
コンベV3	65	1.3	285±10	綾織	20.20±0.1	33.0

操法最適金具 (ご注文時にご指定下さい)

▶ ジェットクイック金具



- ジェットクイック金具は差し金具先端の特殊テーパー形状によりスムーズに結合できます。

▶ ユニカップPRO



- 受け金具内側が段差をなくしたテーパー形状であるため、スムーズに結合できます。

▶ 差込式接手



▶ 蓄光タイヤ



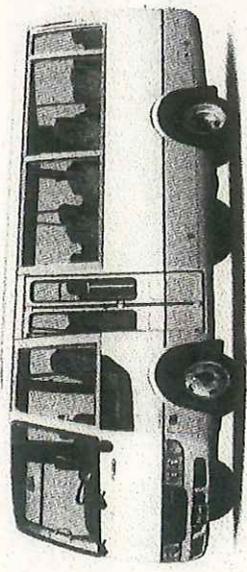
- 夜間の使用に最適です。

株式会社 赤尾
AKAO



SHORT BODY

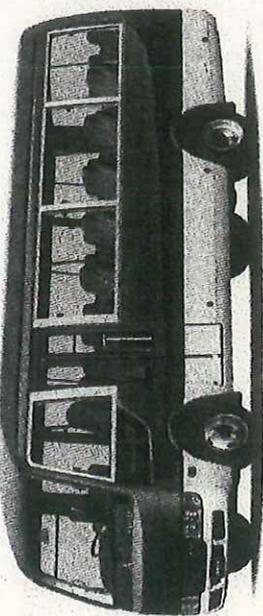
用途に合わせ、
選択肢の幅を拡げる
ショートボディ。



- 25人乗り
- 全長：5,245mm
- 129kW(175PS)
- 全幅：2,010mm
- 6AMT/5MT
- 全高：2,645mm

LONG BODY

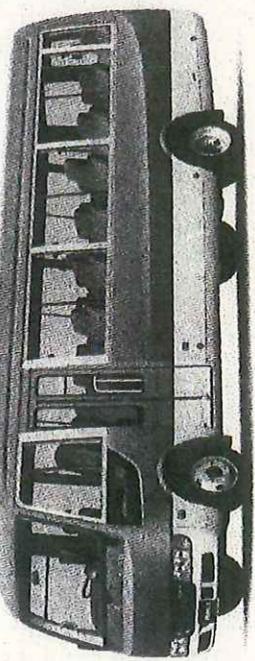
小回りに優れ、
さまざまなシーンで活躍する
ロングボディ。



- 29人乗り
- 全長：5,990mm
- 129kW(175PS)
- 全幅：2,010mm
- 6AMT/5MT
- 全高：2,645mm

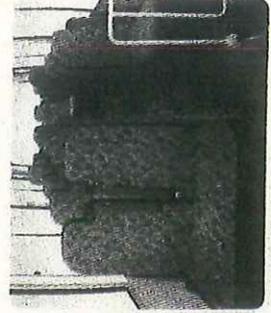
SUPER LONG BODY

大人数の送迎に最適な
スーパーロングボディ。



- 33人乗り
- 全長：7,730mm
- 129kW(175PS)
- 全幅：2,010mm
- 6AMT/5MT
- 全高：2,645mm

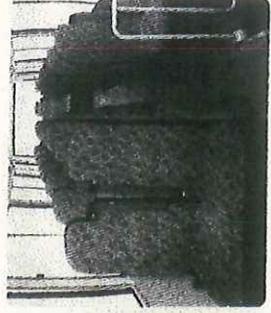
Color Variation



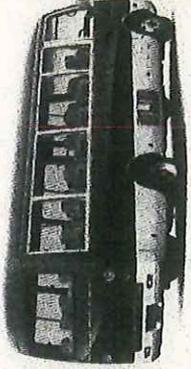
写真はスタンダード



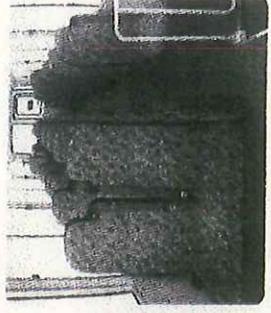
写真は TPG-BE40GSA、標準用特別仕様車



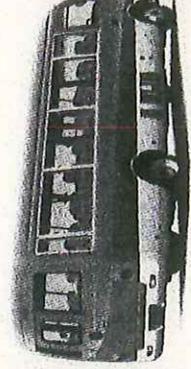
写真はスタンダード



写真は TPG-BE40GSA、標準用特別仕様車



写真はスタンダード



写真は TPG-BE40JSA、標準用特別仕様車

※車体のロゴがすべて「ローザ」のマークは、印刷以外の仕様上、実際の色と異なって見ることがあります。ご購入の際は、販売店スタッフにご相談ください。